

食安輸発1112第2号
平成22年11月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(台湾産スッポン・メキシコ産グァバ及びその加工品)

平成22年度輸入食品等モニタリング計画については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号(最終改正:平成22年11月11日付け食安輸発1111第1号)に基づき実施しているところです。

今般、台湾産乾燥スッポン(自主検査)及びメキシコ産生鮮グァバ(モニタリング検査)において、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、各検査項目に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第1の2(輸出者(製造者)の欄を除く。)及び別表第1の3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国	対象品目	検査項目	輸出者(製造者)
平成22年11月12日	台湾	スッポン及びその加工品 (簡易な加工に限る)	クロルテトラサイ クリン	MAW YANG TECHNOLOGY CO., LTD.
平成22年11月12日	メキシコ	グァバ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(シベル メトリン)	FRESH CARGO S.A. DE C.V.